



平成22年 6 月 25 日

各 位

会社名 高木証券株式会社
代表者名 取締役社長 渡瀬 泰伸
(コード番号 8625 東証・大証第二部)

近畿財務局による行政処分について

本年6月17日、弊社に対する検査結果に基づき、証券取引等監視委員会から行政処分を求める勧告が行われておりましたが、本日、弊社は近畿財務局長より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせいたします。

弊社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、弊社株主の皆様ならびに関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、問題点の改善、経営管理態勢および内部管理態勢の充実・強化に取り組み、役職員一同全力で法令遵守意識を徹底し、再発防止ならびに信頼の回復に努めてまいります。

なお、弊社は、当該命令に基づき、今後の再発防止策のための業務改善報告書を、平成22年7月23日までに近畿財務局長に提出する予定ですが、社内処分等を含め、その内容につきましては、改めてご報告申し上げます。

記

【行政処分の内容】

1. 業務停止命令

平成22年7月1日から同年7月14日までの間、第二種金融商品取引業に係る業務(当局が個別に認めたものを除く。)の停止。

2. 業務改善命令

- ① 金融商品の勧誘に関し、例えば以下の取組みなどにより、その商品性・リスクについて、顧客が十分に理解できるようにするための説明態勢等の構築を図ること。
 - ・顧客への説明に使用する販売資料の整備
 - ・研修等の実施による、営業員への商品性等の周知徹底
 - ・新商品導入時における内部牽制機能の構築
- ② 顧客からの苦情等に関し、適切に調査・原因分析等が行われるよう、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正も踏まえ、苦情等処理態勢の強化を図ること。
- ③ その他投資者保護の視点に立った、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること。
- ④ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- ⑤ 上記①から④について、その対応・実施状況を平成22年7月23日までに書面により報告すること。

以 上

(お問合せ先) 総務企画部 田中 TEL (06 - 6345 - 1225)